2.(1)④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

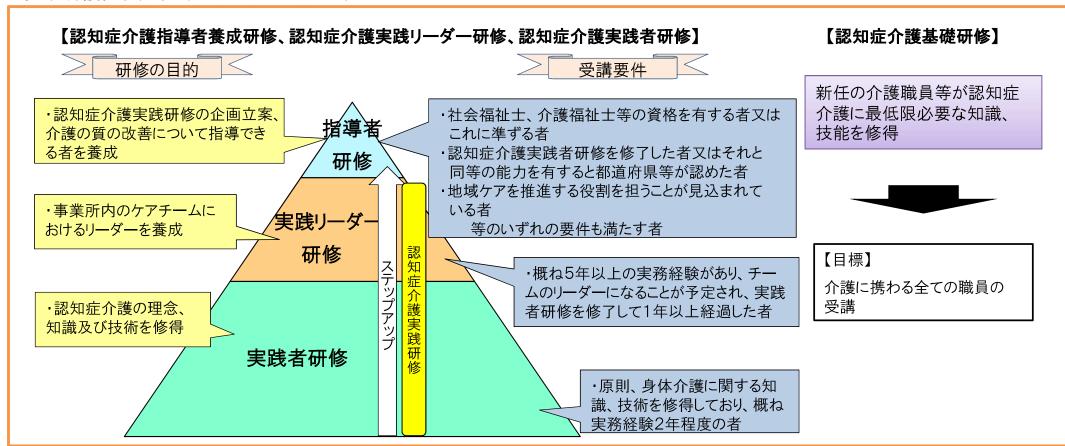
概要

【全サービス(無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く)★】

○ 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、 医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること を義務づける。【省令改正】

その際、3年の経過措置期間を設けることとするとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。 R3.1.13諮問・答申済

(参考)介護従事者等の認知症対応力向上の促進



12